2012 年 11 月 2 日

各　位

本店所在地　東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
会社名　　ソフトバンク株式会社
（コード番号 9984　東証第一部）
代表者　　代表取締役社長　孫　正義
問い合わせ先：IR 室長　大久保　隆
(TEL 03-6889-2000)

本店所在地　東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号
会社名　　イー・アクセス株式会社
（コード番号 9427　東証第一部）
代表者　　代表取締役会長　千本 倖生
問い合わせ先：
執行役員広報･CSR 室長　飯田 さやか
(TEL 03-3588-7200)

ソフトバンク株式会社とイー・アクセス株式会社の株式交換契約の一部変更に関するお知らせ

ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」）とイー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」）は、2012 年 10 月 1 日付「ソフトバンク株式会社による株式交換を通じてのイー・アクセス株式会社の完全子会社化に関するお知らせ兼ソフトバンクモバイル株式会社とイー・アクセス株式会社の業務提携のお知らせ」にて、ソフトバンクを株式交換完全親会社、イー・アクセスを株式交換完全子会社とする株式交換契約（以下「本件契約」といい、本件契約に基づいて実施される株式交換を「本件株式交換」という。）を締結したことをお知らせしましたが、両社において本件株式交換の日程の短縮及び交換比率の見直し等について協議した結果を踏まえ、本日の両社取締役会において、それぞれ、下記のとおり本件契約の一部変更を行うため変更契約（以下「本件変更契約」）を締結することを決議し、本件変更契約を締結しましたので、お知らせいたします。

記

Ⅰ．変更の内容

（注）変更箇所は、＿＿＿＿＿罫で示してあります。

３．本件株式交換の要旨

(１) 株式交換の日程

（変更前）（注）

2012 年 9 月 27 日	取締役会承認決議（ソフトバンク）
2012 年 10 月 1 日	取締役会承認決議（イー・アクセス）
2012 年 10 月 1 日	本件契約締結（ソフトバンク、イー・アクセス）
2013 年 2 月 22 日（予定）	最終売買日（イー・アクセス）
2013 年 2 月 25 日（予定）	上場廃止日（イー・アクセス）
2013 年 2 月 28 日（予定）	本件株式交換の効力発生日

なお、本件株式交換は、ソフトバンクについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により同社の株主総会の承認を受けないで行われる予定であり、イー・アクセスについては株主総会（2013 年 1 月頃を目処として臨時株主総会を開催予定）の承認を得る必要があります。本件株式交換の具体的な日程につきましては、決定次第速やかにお知らせいたします。

（後略）

（注）ソフトバンク及びイー・アクセスの 2012 年 10 月 5 日付プレスリリースにて「取締役会承認決議（ソフトバンク）」の日程の訂正をお知らせしております。

（変更後）

2012 年 9 月 27 日	取締役会承認決議（ソフトバンク）
2012 年 10 月 1 日	取締役会承認決議（イー・アクセス）
2012 年 10 月 1 日	本件契約締結（ソフトバンク、イー・アクセス）
2012 年 10 月 17 日	臨時株主総会基準日公告日（イー・アクセス）
2012 年 11 月 1 日	臨時株主総会基準日（イー・アクセス）
2012 年 11 月 2 日	本件変更契約に関する取締役会承認決議（ソフトバンク、イー・アクセス）
2012 年 11 月 2 日	本件変更契約締結（ソフトバンク、イー・アクセス）
2012 年 12 月 7 日（予定）	臨時株主総会承認決議（イー・アクセス）
2012 年 12 月 25 日（予定）	最終売買日（イー・アクセス）
2012 年 12 月 26 日（予定）	上場廃止日（イー・アクセス）
2013 年 1 月 1 日（予定）	本件株式交換の効力発生日

なお、本件株式交換は、ソフトバンクについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により同社の株主総会の承認を受けないで行われる予定であり、イー・アクセスについては株主総会（2012 年 12 月 7 日に臨時株主総会を開催予定）の承認を得る必要があります。

（後略）

(３) 本件株式交換に係る割当ての内容

（変更前）

（前略）

本件交換比率は、イー・アクセスの普通株式の評価額を 1 株 52,000 円とし、これを本契約締結日前日までの 3 ヶ月間の株式会社東京証券取引所におけるソフトバンクの普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数はこれを切り上げるものとする。）である 1 株 3,108 円（以下「本件基準価格」）で除した数である 16.74（以下「本件交換比率」）とします。但し、本契約締結日後（同日を含まない。）の 10 取引日間の株式会社東京証券取引所におけるソフトバンクの普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数はこれを切り上げるものとし、以下「公表後基準価格」）が、本件基準価格の 85%未満である場合には、本件交換比率は、52,000 円を公表後基準価格で除した数（小数点第 2 位未満は切り上げるものとする。）に調整されるものとします。

（中略）

本件株式交換により交付するソフトバンクの普通株式数については、上記の本件交換比率の調整及びイー・アクセスが発行する新株予約権又は新株予約権付社債の保有者による当該新株予約権又は新株予約権付社債の行使等の理由により今後変更される可能性があり、現時点では確定しておりません。

（後略）

（変更後）

（前略）

本件交換比率は、イー・アクセスの普通株式の評価額を 1 株 52,000 円とし、これを 2012 年 10 月 17 日（同日を含む。）から 2012 年 11 月 2 日（同日を含む。）までの期間の株式会社東京証券取引所におけるソフトバンクの普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数はこれを切り上げるものとする。）である 1 株 2,589 円（以下「本件基準価格」）で除した数（小数点第 2 位未満は切り上げるものとする。）である 20.09（以下「本件交換比率」）とします。

（中略）

本件株式交換により交付するソフトバンクの普通株式数については、イー・アクセスが発行する新株予約権又は新株予約権付社債の保有者による当該新株予約権又は新株予約権付社債の行使等の理由により今後変更される可能性があり、現時点では確定しておりません。

（後略）

(４) 本件株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

（変更前）

（前略）

ソフトバンクは、本件株式交換に際して、その効力が生ずる直前時において残存している未行使のイー・アクセスの発行する新株予約権（但し、2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は除きます。）の新株予約権者に対し、本件交換比率を勘案の上、イー・アクセスが本件株式交換実行の直前に公正価額で現金で当該新株予約権を買い取る場合と同様の経済的価値を有する当該新株予約権に代わるソフトバンクの発行する新株予約権を交付します。

（後略）

（変更後）

（前略）

イー・アクセスは、本件株式交換のために必要となるイー・アクセスの株主総会で本件契約（本件変更契約による変更を含む。以下「本件変更後株式交換契約」）の承認が得られた場合、本件株式交換の効力発生日の前日までに、その時点で残存している未行使のイー・アクセスの発行する新株予約権のすべて（但し、2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除きます。）を当該新株予約権者との合意に基づき、52,000 円から当該新株予約権の行使に際して払込みをすべきイー・アクセスの普通株式 1 株当たりの金額を減じた金額（当該金額がマイナスとなる場合には、0 円とする。）に、当該新株予約権の目的であるイー・アクセスの普通株式数を乗じた金額（以下「本件買取価格」という。）で取得して消却し、又はその他の方法により消滅させるものとし、そのために法令上必要な全ての手続を行うものとします。また、本件株式交換の効力発生後、イー・アクセスは、その時点で残存している未行使のイー・アクセスの新株予約権がある場合には、かかる新株予約権を当該新株予約権者との合意又は当該新株予約権に関する会社法第 236 条第 1 項第 7 号に係る定めに基づき、本件買取価格で取得し、消却するものとします。

（後略）

４．本件株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(１) 算定の基礎等

（変更前）

本件交換比率は、上記３．（３）のとおりです。

（中略）

2012 年 9 月 28 日現在のイー・アクセスの普通株式の株価（終値）は 15,070 円です。ソフトバンクとイー・アクセスは、イー・アクセスの現在の株価と、イー・アクセスが保有する①移動体通信サービスのネットワーク、②顧客基盤、及び③ソフトバンクモバイルと

の間で創出が見込まれるシナジー等を総合的に勘案し、両社協議の上、イー・アクセスの普通株式の評価額を決定しました。

イー・アクセスのモバイルサービス累計契約数は 420 万件（2012 年 8 月末現在）に上ります。ソフトバンクモバイルのモバイルサービス累計契約数は 3,014 万件（2012 年 8 月末現在）に上ります。

ソフトバンク及びイー・アクセスは、本件株式交換の株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した財務アドバイザーに株式交換比率に関する財務分析を依頼し、ソフトバンクは、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」）及び株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」）を起用いたしました。また、イー･アクセスは、ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」）を起用いたしました。これらの財務アドバイザーによる株式交換契約に定める株式交換比率に関する財務分析の概要については、別紙 1「株式交換比率に関する各財務アドバイザーの分析概要」をご参照ください。

（変更後）

本件交換比率は、上記３．（３）のとおりです。

（中略）

イー・アクセスの普通株式の株価（終値）は、2012 年 9 月 28 日現在 15,070 円、2012 年 11 月 2 日現在 45,500 円です。ソフトバンクとイー・アクセスは、イー・アクセスのこれらの株価と、イー・アクセスが保有する①移動体通信サービスのネットワーク、②顧客基盤、及び③ソフトバンクモバイルとの間で創出が見込まれるシナジー等を総合的に勘案し、両社協議の上、イー・アクセスの普通株式の評価額を決定しました。

イー・アクセスのモバイルサービス累計契約数は 420 万件（2012 年 8 月末現在）に上ります。ソフトバンクモバイルのモバイルサービス累計契約数は 3,014 万件（2012 年 8 月末現在）に上ります。

ソフトバンク及びイー・アクセスは、本件変更契約の締結に際し、本件株式交換の株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した財務アドバイザーに株式交換比率に関する財務分析を依頼し、ソフトバンクは、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」）及び株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」）を起用いたしました。また、イー･アクセスは、ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」）を起用いたしました。これらの財務アドバイザーによる本件変更後株式交換契約に定める株式交換比率に関する財務分析の概要については、別紙 1「株式交換比率に関する各財務アドバイザーの分析概要」をご参照ください。

（2） 算定の経緯

（変更前）

ソフトバンクは、みずほ証券及びプルータス・コンサルティングによる株式交換比率に関する財務分析の結果を参考に、イー・アクセスは、ゴールドマン・サックスによる株式交換比率に関する財務分析の結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本日、最終的に本紙の３.（３）「本件株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

（変更後）

ソフトバンクは、みずほ証券及びプルータス・コンサルティングによる株式交換比率に関する2012年11月2日付の財務分析の結果を参考に、イー・アクセスは、ゴールドマン・サックスによる株式交換比率に関する2012年11月2日付の財務分析の結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、2012年11月2日に、最終的に本紙の３.（３）「本件株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

（５） 公正性を担保するための措置

（変更前）

ソフトバンクは、上記の株式交換比率に関する財務分析の結果の受領に加え、2012年10月1日付にて、みずほ証券から別紙1記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式交換比率がソフトバンクにとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。また、イー・アクセスは、上述の株式交換比率に関する財務分析の結果の受領に加え、2012年10月1日付にて、ゴールドマン・サックスから別紙1記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式交換比率がイー・アクセスの株主（ソフトバンク及びその関連会社を除く。）にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。また、イー・アクセスは、UBS証券株式会社からも、一定の前提条件のもとに、合意された株式交換比率がイー・アクセスの株主（ソフトバンク及びその関連会社を除く。）にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

（後略）

（変更後）

ソフトバンクは、上記の株式交換比率に関する財務分析の結果の受領に加え、2012年11月2日付にて、みずほ証券から別紙1記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合

意された変更後の株式交換比率がソフトバンクにとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。また、イー・アクセスは、上述の株式交換比率に関する財務分析の結果の受領に加え、2012 年 11 月 2 日付にて、ゴールドマン・サックスから別紙 1 記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された変更後の株式交換比率がイー・アクセスの株主（ソフトバンク及びその関連会社を除く。）にとって財務的見地から公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。また、イー・アクセスは、UBS 証券株式会社からも、一定の前提条件のもとに、2012 年 11 月 2 日付にて、合意された変更後の株式交換比率がイー・アクセスの株主（ソフトバンク及びその関連会社を除く。）にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

（後略）

（6） 利益相反を回避するための措置

（変更前）

両社は、本件株式交換を行うことを決議した 2012 年 10 月 1 日時点において、相互に役員を派遣する等の人的関係を有しておりません。したがって、ソフトバンクとイー・アクセスとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

（後略）

（変更後）

両社は、本件株式交換を行うことを決議した 2012 年 10 月 1 日時点及び本件変更契約の締結を決議した 2012 年 11 月 2 日時点において、相互に役員を派遣する等の人的関係を有しておりません。したがって、ソフトバンクとイー・アクセスとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

（後略）

********本件に関する報道関係のお問い合わせ先********

ソフトバンク株式会社　広報室　　03-6889-2300

イー・アクセス株式会社　広報･CSR 室　　03-3588-7200

別紙 1

株式交換比率に関する各財務アドバイザーの分析概要

（注）本件変更契約の締結に際し、各財務アドバイザーから財務分析の結果を新たに取得しているため、以下では、本件変更契約の締結に際し、新たに取得した各財務アドバイザーの財務分析の概要のみを記載しています。変更前については、ソフトバンク及びイー・アクセスの 2012 年 10 月 1 日付プレスリリースの別紙 1 をご参照ください。

１．　ソフトバンクの各財務アドバイザーによる分析概要

（１）みずほ証券

みずほ証券は、ソフトバンクとイー・アクセスの交換比率の変更の合意により、ソフトバンクの依頼をうけ、本件契約締結後の情報もふまえた評価を行いました。ソフトバンクについては、ソフトバンク株式が金融商品取引所に上場しており、時価総額が大きく取引市場での流動性も高いことから、主として市場株価基準法を採用して算定を行いました。その際の算定基準日は 2012 年 11 月 1 日とし、東京証券取引所市場第一部におけるソフトバンク株式の算定基準日における終値、算定基準日までの直近 1 週間の取引日における終値平均、及び、ソフトバンクが「当社によるスプリントの戦略的買収（子会社化）について」を発表した 2012 年 10 月 15 日の翌営業日である 2012 年 10 月 16 日から算定基準日までの取引日における終値平均を算定の基礎としています。イー・アクセスについては、イー・アクセス株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法（2012 年 9 月 28 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるイー・アクセス株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としています。）を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」）を、それぞれ採用して算定を行っております。

DCF 法による算定において前提としたイー・アクセスの将来の利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおりますが、これは主として、営業力強化による販売数量増及びバックボーンネットワークの共用等による増益を見込んでいるためです。

イー・アクセス株式 1 株に対するソフトバンク株式の割当株式数のレンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	5.70～5.75
類似企業比較法	0.55～5.50
DCF 法	16.52～27.45

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、ソフトバンクから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価または査定を行っておりません。みずほ証券の株式交換比率算定は、2012 年 11 月 1 日現在までの情報及び経済条件を反映したものですが、みずほ証券は係る本件契約締結後の交換比率の変更の適否につき意見を述べるものではなく、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

（2）プルータス・コンサルティング

プルータス・コンサルティングは、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、イー・アクセスについて類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」）による算定を行いました。ソフトバンクの 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各手法における株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	6.762～16.765
類似会社比較法	3.020～5.207
DCF 法	14.436～20.717

なお、市場株価基準法では、2012 年 11 月 2 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における、算定基準日から遡る 1 ヵ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の株価終値平均、並びにソフトバンクが「当社によるスプリントの戦略的買収（子会社化）について」を公表した 2012 年 10 月 15 日の翌営業日から算定基準日までの株価終値平均を採用いたしました。

プルータス・コンサルティングは、上記株式交換比率の算定に際し、ソフトバンクから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの

正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、イー・アクセスの財務予測に関する情報については、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。プルータス・コンサルティングの算定は、2012年11月2日までの上記情報を反映したものであります。

なお、プルータス・コンサルティングがDCF法による算定の前提としたイー・アクセスの利益計画は大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは主として、営業力強化による販売数量増及びバックボーンネットワークの共用等による増益を見込んでいるためです。

２．　　イー・アクセスの財務アドバイザーによる分析概要

ゴールドマン・サックスは、４．（５）「公正性を担保するための措置」記載の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）の作成過程において、市場株価法、類似会社比較法、並びに公開情報及びゴールドマン・サックスが利用することをイー・アクセスの経営陣が了承したイー・アクセス経営陣作成によるイー・アクセスの業績見込及び様々な永久成長率及びマルチプルに基づくＤＣＦ法による算定を行っております。各手法における算定結果は以下の通りです。下記の株式交換比率のレンジは、イー・アクセス普通株式（以下「イー・アクセス株式」）１株と交換に発行されるソフトバンク普通株式（以下「ソフトバンク株式」）数に関するものです。なお、市場株価分析については、本件株式交換に関する2012年10月1日の一部報道に伴い、本件株式交換の実施を実質的に織り込む内容でイー・アクセスの株価が上昇したと考えられるため、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である2012年９月28日を基準日とし、基準日から遡る52週間のイー・アクセス株式の終値の高値及び安値を参照しております。また、DCF法による分析に用いたイー・アクセスの業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。類似会社比較法において比較対象とした会社は、いずれもイー・アクセスと直接的な比較対象となるものではありません。

ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの取締役会が本件株式交換を検討するにあたり、情報を提供し、支援する目的のために財務アドバイザーを務め、意見書を提供しており、当該意見書は、本件株式交換その他一切の事項に関するイー・アクセス株主の議決権行使について推奨を構成するものではありません。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス又はイー・アクセスの取締役会に対して特定の株式交換比率を推奨したことはなく、また、特定の株式交換比率を唯一適切なものとして推奨したこともありません。意見書はゴールドマン・サックス及びその関連会社のフェアネス・コミッティーで承認されています。分析に関する説明の前提条件、手続、考慮事項及び制約事項の詳細については、下記の（注１）をご参照ください。

手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	4.71　～ 8.49
類似会社比較法	0.27　～ 20.25
DCF 法（永久成長率法）	7.72　～ 18.74
DCF 法（マルチプル法）	8.53　～ 21.63

また、ゴールドマン・サックスは、増大・希薄化分析も実施しております。ゴールドマン・サックスは、意見書作成にあたって当該分析を全体として考慮し、当該分析において考慮された要素又は分析を特段重視することはしていません。ゴールドマン・サックスの財務分析及び意見書は、必然的に、2012年11月２日に存在した経済環境、金融環境、市場

環境その他の状況、及び当該日にゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その意見書又は財務分析を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの同意を得て、イー・アクセスに関する一定の内部財務分析及び見込が、現在利用可能なイー・アクセス経営陣の最善な評価及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、別途明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、2012年11月２日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

(注１)
ゴールドマン・サックス及びその関連会社（総称して、以下本注において「ゴールドマン・サックス」）は、様々な個人及び法人顧客のために、商業銀行及び投資銀行及び財務アドバイザリー・サービス、マーケット・メイキング及び取引、リサーチ及び資産運用（パブリック及びプライベート投資）、自己勘定投資、フィナンシャル・プランニング、給付に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務及びサービスに従事しています。ゴールドマン・サックス及びその投資する又は共同投資するファンドその他の法人は、イー・アクセス、ソフトバンク、それらの関係会社及び第三者の有価証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップその他の金融商品、又は本株式交換に関連するいずれかの通貨又はコモディティにつき、ゴールドマン・サックス又は顧客の勘定でいつでも買い持ち又は売り持ちのポジション又は投資を購入、売却、保有又は議決権行使することがあります。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換に関しイー・アクセスの財務アドバイザーを務め、本件株式交換に至る交渉に一定の関与を有しました。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換に関するそのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（その報酬の主要な部分は本件株式交換の完了を条件としています。）、イー・アクセスは、ゴールドマン・サックスが財務アドバイザーを務めることに起因する費用を填補すること及び一定の債務に対して補償することに同意しています。

ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス及びその関連会社に対し、2011 年３月にイー・アクセスの 100%子会社であるイー・モバイルの 178,800,000,000 円シニア・クレジット・ファシリティのリファイナンスに関してストラクチャリング・エージェントを務め、また 2011 年３月にイー・アクセスの 2018 年償還の 8.25 パーセント・シニア社債（元本総額 420,000,000 ドル）及び 2018 年償還の 8.375 パーセント・シニア社債（元本総額 200,000,000 ユーロ）の募集について共同マネージャーを務めたことを含め、随時投資銀行サービスを提供し、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門は報酬を受領しており又は受領する可能性があります。ゴールドマン・サックスは、ソフトバンク及びその関連会社に対し、随時投資銀行サービスを提供しています。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス、ソフトバンク及びそれらの関連会社に対して、今後投資銀行業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス及びその関連会社の投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックスの関連会社は、イー・アクセス株式を 1,057,168 株（発行済イー・アクセス株式の約 30.5 パーセントを表象します。）保有し、ゴ

ールドマン・サックスの役員１名はイー・アクセスの取締役であり、ゴールドマン・サックスの役員１名はソフトバンクの取締役です。

その意見書に関連し、ゴールドマン・サックスは、本件変更後株式交換契約、イー・アクセス及びソフトバンクそれぞれの 2012 年 3 月 31 日に終了した５事業年度の有価証券報告書及び株主向けアニュアルレポート、イー・アクセス及びソフトバンクそれぞれの株主向けの一定の期中報告及び第二四半期報告書、その他のイー・アクセス及びソフトバンクの株主に対する一定のコミュニケーション、ゴールドマン・サックスが利用することに関するイー・アクセスの承認に応じて、ソフトバンクに関して公になっている一定のリサーチアナリストの報告書（以下「ソフトバンク・アナリスト報告書」）、イー・アクセスに関して公になっている一定のリサーチアナリストの報告書、並びに利用することに関するイー・アクセスの承諾に応じて、イー・アクセスの経営陣が作成したイー・アクセスに関する社内分析及び見込（以下「本業績見込」）について検討しました。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの経営幹部との間で、本件株式交換の戦略的合理性及び潜在的利点並びにイー・アクセスの過去及び現在の事業、財務状況及び将来見込に関する経営幹部の評価について協議し、ソフトバンクの経営幹部との間で、ソフトバンクの現在の事業、財務状況及び将来見込に関する経営幹部の評価並びにソフトバンク・アナリスト報告書について協議し、イー・アクセス株式及びソフトバンク株式の市場価格及び取引状況を検討し、イー・アクセス及びソフトバンクに関する一定の財務及び株式市場の情報を株式が上場されている一定の他の会社の類似した情報と比較し、携帯及び固定電話サービス業界その他の業界における近時の事業統合の財務条件を検討し、ゴールドマン・サックスが適切と思料したその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

意見書提供の目的において、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスと協議され、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関するあらゆる情報の正確性及び完全性について、イー・アクセスの同意を得て、何ら独自の検証を行う責任を負うことなく、これに依拠し、またこれを前提としております。かかる点に関連し、ゴールドマン・サックスは、イー・アクセスの同意を得て、本業績見込が、現在利用可能なイー・アクセス経営陣の最善な評価及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。ゴールドマン・サックスは、イー・アクセス若しくはソフトバンク又はそれらの子会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価又は鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、イー・アクセス若しくはソフトバンク、又は本件株式交換から期待される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような悪影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本件株式交換が、本件変更後株式交換契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を有する放棄又は修正がないことを前提としています。

ゴールドマン・サックスの意見書は、本件株式交換を行うことに関するイー・アクセスの経営上の意思決定又はイー・アクセスがとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件株式交換の利点について見解を述べるものではなく、いかなる法律、規制、税務、会計上の見解を示すものでもありません。ゴールドマン・サックスの意見書は、本件変更後株式交換契約に従った本件交換比率が同意見書の日付において財務的見地からイー・アクセス株式の保有者（ソフトバンク及びその関連会社を除く。）にとって妥当性であることのみを述べています。本件変更後株式交換契約若しくは本件株式交換のその他の条件若しくは事象又は本件変更後株式交換契約で企図された又は本件株式交換に関連して締結若しくは修正されるいかなる契約若しくは法的文書のいかなる条件若しくは事象（イー・アクセスの普通株式以外の有価証券の保有者、債権者その他のイー・アクセスの利害関係者にとっての本件株式交換の又は本件株式交換に関連して受領する対価の妥当性を含みます。）についても、また本件変更後株式交換契約に基づく本件交換比率に従うか否かを問わず、本件株式交換に関してイー・アクセスの役員、取締役又は従業員等に対して支払われる又は支払われるべきあらゆる対価の金額又は性質についても、ゴールドマン・サックスはいかなる見解も表明せず、ゴールドマン・サックスの意見書は言及するものではありません。ゴールドマン・サックスは、ソフトバンク株式の将来の取引価格や、イー・アクセス又はソフトバンクの支払能力若しくは存続性又はイー・アクセス又はソフトバンクがその債務について支払期日に弁済する能力に対する本件株式交換の影響ついての意見を一切述べるものではありません。

ゴールドマン・サックスの意見書は、必然的に、同意見書作成日に存在した経済環境、金融環境、市場環境その他の状況、及び当該日にゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その意見書又は財務分析を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックスの財務アドバイザーサービス及び意見書は、イー・アクセスの取締役会が本件株式交換を検討するにあたり、情報を提供し、支援することのみを目的としており、当該意見書は、本件株式交換その他一切の事項に関するイー・アクセス株主の議決権行使について推奨を構成するものではありません。ゴールドマン・サックスの意見書は、ゴールドマン・サックスのフェアネス・コミッティーの承認を受けています。